**工事完了報告書を提出してください**

**（工事進捗状況報告書）**

**○農地転用許可は、工事完了報告書（工事進捗状況報告書）の提出が、許可の条件となっています。（農地法第4条第7項及び第5条第3項、農地法関係事務に係る処理基準第6、2、(3)及び第7、1）**

**○許可後３か月後に最初の報告書の提出を、その後は１年ごとに、工事が完了するまで報告書を提出してください。**

**ご注意ください**

**○農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限って農地を農地以外にすることを認めたものです。**

**○許可後申請書記載のとおりに工事が完了する前に、事業を中止したり、事業計画を変更しようとする場合は、できるだけ早く農業委員会に相談してください。**

**○報告の提出が遅れている場合などには、報告の督促をする場合があります。また、報告書の内容や現場の状況によっては、事情をお尋ねしたり申請書記載のとおり事業を実施するよう催告する場合もあります。**

**○一時転用の場合、申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元してください。**

**【報告書の提出先・問い合わせ先】**

**〒521-1392　近江八幡市安土町小中1番地8　安土町総合支所2階**

**近江八幡市農業委員会事務局　（電話）０７４８－３６－５５２０（直通）**